

平成18年度 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会 開催報告

主催：社団法人 日本薬剤師会

共催：社団法人 大阪府薬剤師会

平成17年4月施行改正薬事法の規定により、高度管理医療機器等販売・賃貸業の許可を受けた薬局等の管理者は、平成18年度より高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修を毎年度受講することが義務づけられました。

社団法人日本薬剤師会では薬事法施行規則第168条及び第175条第2項に基づく医療機器販売業等の営業所の管理者に対する研修と、薬事法施行規則第194条に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修を実施することとし、平成18年6月30日に社団法人日本薬剤師会が研修実施機関として厚生労働省に届出受理されたことを受けまして、社団法人大阪府薬剤師会では平成19年2月18日(日)に大阪市中央公会堂にて平成18年度高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会を開催致しました。

研修内容と致しましては、薬事法その他薬事に関する法令について、大阪府健康福祉部薬務課医療機器グループの中嶋常人氏に具体例を示してご講演いただき、10分間の休憩後、医療機器の品質管理、不具合報告及び回収報告、情報提供についてニプロ株式会社品質統括部医薬品総括製造販売責任者の芳田豊司氏にテキストに沿って分かりやすくご講演いただきました。

当日は日曜日にもかかわらず、他府県からを含めまして905名の高度管理医療機器等の販売業または賃貸業の営業管理者にご参加頂くことができました。修了者905名には、平成19年3月中旬頃修了証を発送致しました。

